

平成 23 年 8 月 26 日

EFRAG 討議文書「会計基準の影響に関する検討」について**1. 概要**

2011 年 1 月、欧州財務報告助言グループ（EFRAG）及び英国会計基準設定主体（ASB）より、共同で、討議文書（DP）「会計基準の影響に関する検討」（コメント期限：8 月 31 日）が公表されている。

IFRS 財団では、IASB デュー・プロセスハンドブックにおいて、影響度分析（Effect Analysis）について以下のような定めを設けている（同ハンドブック 第 109 項、110 項）¹。

（影響度分析）

- IASB は、協議文書（DP や ED）の公表及び利害関係者とのコミュニケーションの双方を通じて、協議を通じて得られる IFRS の影響に関する見解を得るとともに、公開草案及び最終基準における結論の背景にこれを明確に記載する。IASB は、考えられる影響の分析について検討・草案を行う際、影響度分析における考慮事項を検討するが、正式な定量的な分析を行うことが出来る可能性は稀である。
- 提案されている IFRS に関する影響度の評価を行う上で、IASB は、以下について検討する。
 - ・ 財務諸表作成者のコスト
 - ・ 情報が得られなかった場合における財務諸表利用者のコスト
 - ・ 利用者が代替的な情報を作成することによるコストと比較した場合に、作成者が情報を作成することに関する相対的な優位性
 - ・ 財務報告の向上の結果として得られる経済的な意思決定の向上による便益

IASB は、上記を踏まえ、企業結合（フェーズ II）に関して、「プロジェクトの概要：フィードバック及び影響度分析（2008 年 1 月）」を公表した他、IFRS 第 9 号に関して、「プロジェクトの概要及びフィードバック文書（2009 年 11 月）」を公表している。他方、近年、各方面から、当該プロセスをより正式なものとするとともに、基準設定におけるデュー・プロセスにおいてこれを強制的なものにすべきという意見が寄せられている。本 DP は、基準の開発及び適用において会計基準の影響を体系的に行うプロセスを一体化する提案について広く意見を求めることを目的としたものである。

2. 「影響度分析」のプロセス

本 DP では、影響度分析のプロセスに関して、以下の提案がされている。

「影響度分析」の定義

¹ 影響度分析に関するプロセス及び透明性の向上、及び、基準設定主体の説明責任及び信頼性の向上を図るため、IASB 財団トラスティー（当時）の決議に基づき、2008 年度より導入。

- 「影響度分析」を、「会計基準が開発・適用されていく上で、基準の影響を検討する体系立ったプロセス」(a systematic process for considering the effects of accounting standards as those standards are developed and implemented)と定義すべき。

影響度分析の基準設定プロセスへの体系化

- 以下の理由から、影響度分析を基準設定のデュー・プロセスにおいて、体系化すべき。
 - ・ 政府（ECを含む）、IFRS財団トラスティーからの要請
 - ・ FCAGからの要請
 - ・ 基準設定の透明性、説明責任、信頼性の向上
 - ・ 基準設定主体のプロセスと規制当局のプロセスとの整合性の確保
 - ・ 基準設定が理論的な推測によってのみ行われているとの批判からの防御
 - ・ 影響度分析は、問題点を特定し、解決する上で有用

影響度分析の実施責任

- 以下の理由から、基準設定主体が影響度分析に責任を負うべき。
 - ・ 証券規制当局や政府機関が実施主体となるべきとの意見もあるが、基準設定主体が積極的に説明責任を果たしていくべき。
 - ・ 商業的・政治的影響に不当に晒されることになるとの指摘があるが、こうした指摘は当たらない。
 - ・ 基準設定主体が実施しない限り、²で掲げた便益は十分に得られない（EUでは、EUにおけるIFRSのエンドースメント・プロセスの一環としてEFRAGが影響度の研究を行っているが、これはIFRSが最終化された後に限られている）。

影響度分析の頻度及び時期

- 以下の理由から、影響度分析は、基準の開発又は改訂に関するプロジェクトのサイクルを通じて行うとともに、以下の時期にこれに関する文書を公表すべき。
 - ・ アジェンダの提案が検討された時点
 - ・ DPが公表される時点
 - ・ EDが公表される時点
 - ・ 最終基準が公表される時点
 - ・ 適用後のレビュー(post-implementation review)の時点（実際の影響が測定可能）

影響度分析を実施する際のバランス

- 影響度分析は全ての基準開発・改訂について行われるべきであるが、影響の大きさに応じて、分析作業の深度は異なるべき。

3. 「影響」の概念

「影響」の定義

- 以下の理由から、「影響」を「改善された財務報告の提供に積極的に寄与することを通じて公益に寄与するという目的に照らして、会計基準から得られる（又は得られるかもしれない）結果（consequences that flow, or are likely flow, from an accounting standard, referenced against the objective of serving the public interest by contributing positively to delivering improved financial reporting）」として定義すべき。

「影響」と「費用対効果（コスト・ベネフィット）」の比較

- 以下の理由から、「費用対効果」という用語を用いないこととすべき。
 - ・ 影響度分析は、マクロ経済分析の検討を含めたものであり、コスト・ベネフィットはその一部に過ぎないこと。
 - ・ 費用対効果という用語は定量化を連想されるが、会計基準の影響において定量化は困難であること（但し、定量化は、一定の状況において、意思決定に有用で、意味があることも認識）。

検討すべき「影響」の範囲

- 以下の理由から、ミクロ経済的影響²とマクロ経済的影響³の双方を含む全ての影響を対象とすべき（全ての影響のうち、一部（例えば、ミクロ経済的影響のみ）としない）
 - ・ 基準設定主体は、公益のために働くものであること。
 - ・ 会計基準は、（資源の最適配分に寄与する等）経済的影響をもつものと考えられていること。
 - ・ 現実として、意思決定が政治的な検討に左右されることがあり、これを無視することは難しいこと。

「期待ギャップ」と検討すべき「影響」との関係

- 基準設定主体の権限を越える部分については、関連する当局又は政府機関に論点を知らせるとともに、当該主体からこれについて適切に対応するという確認を入手することとすべき。

「影響」の定義の明確化（目的との関係）

- 「影響」を、「改善された財務報告を提供することに積極的に貢献することを通じて公益に寄与するという目的に照らした・・・結果」とすべき。

「影響」の明確化

² ミクロ経済的影響は、特定企業への影響を指す。

³ マクロ経済的影響は、改善された財務報告の提供に積極的に寄与する範囲を超え、経済全体まで及ぶものを指す。これには、金融安定化、資源の効率的な配分、社会における再分配効果が含まれる。

- 影響は、以下のように評価されるべき。
 - ・ 基準開発・改訂前との比較による限界的な変化を対象とした上で、プラス（“positive”）、マイナス（“negative”）、中立（“neutral”）の3段階で評価すべき。
 - ・ 一度だけの影響ではなく、継続的な影響も指すこととすべき。
 - ・ 影響は、予想される影響（基準適用前）と実際の影響（基準適用後）の双方を指すこととすべき。

「影響」に関する追加的な検討事項

- 影響度分析に当たっては、i)誰が影響を受けるか、ii)どのような影響を受けるかについて検討するとともに、特定のグループへの影響に重きが置かれたか否か（その場合、当該理由）について説明することとすべき。また、影響を受ける可能性と影響の度合の観点から、ランキングを行うことにより、優先順位付けを図るべき。

4. 影響度分析に関する主な原則

- 影響度分析を実施するに当たって、以下を主な原則とすべき。
 - ・ 原則1： 会計基準設定主体は、アジェンダ設定段階で、想定している成果について説明する（関係者による共通の理解を得る）。
 - ・ 原則2： 会計基準設定主体は、予想される影響について、外部関係者にインプットを求める（コメントは、財務報告の改善に積極的に貢献することを通じて、公益に寄与するという目的からのものに限定）。
 - ・ 原則3： 会計基準の提案が、経済実態をより忠実に表わすとともに、利用者に有用な情報を与えることを説明する旨を立証するための証拠を収集する。なお、実務的に可能であり、かつ、意思決定に有用なものである場合に限り定量化を行う。
 - ・ 原則4： デュー・プロセスの全期間を通じて影響を検討する。

5. 影響度分析の実務への適用

想定される成果の検証

- 基準設定主体が提案する会計基準について想定される成果について、以下の方法で証明すべき。
 - ・ 既存の会計基準のレビューを実施
 - ・ 既存の会計基準について、論点を特定し、基準の開発・改訂を行うことが、何もしないことよりも便益が高い旨を確認
 - ・ 想定される成果を目的との関係で説明
 - ・ 暫定的な影響度分析を公開協議

影響の特定・評価

- 会計基準設定主体が会計基準の開発又は改訂に関して、以下のようなプロセスで影響の

特定・評価をすべき。

- ・ 論点を特定するため、基準設定主体は暫定的なリサーチを行う。
- ・ 基準設定主体は、影響を以下のカテゴリーに分類する。
 - プラス(positive)、マイナス(negative)、中立(neutral)
 - 限界的な影響か、全体の影響か
 - 1回限りの影響か、継続的な影響か
 - 予想される影響か、実際の影響か

選択肢の特定と好ましい選択肢の選定

- 基準設定主体は、以下のステップに基づき、可能なオプション（現状維持を含む）を特定する。
 - ・ 選択肢毎に、「影響の調整機能」を特定する。
 - ・ 選択肢について、可能性(residual likelihood)および影響の大きさ(magnitude)の観点からランキングを行う。
 - ・ 基準設定主体は、ランキング結果を踏まえて、優先順位付けを行う。
 - ・ 暫定的な分析結果を、公開協議に付す。

各国基準設定主体及び類似の組織との協働

- IASB は、各国基準設定主体及び類似機関に一定の作業（各国における関係者との協議等）を依頼（委譲）すべき。

6. 今後の措置

- 公開協議を行った後、以下の措置を講ずる。
 - ・ 実際の IFRS の開発において、フィールドテストを行う。
 - ・ NSS 及び類似の機関は、提案に類する経験がある場合、当該知見を共有するとともに、英国会計基準設定主体(ASB)や EFRAG のスタッフに協力することが奨励される。

以上